

市税・国保料は納期限までに！

暮らしを支える市税と国保料

市税や国民健康保険料（国保料）には、皆さんの暮らしや医療を支える大切な役割があり、皆さんが公平に負担しています。

納められた市税は、子育て支援や福祉サービス、ごみの処理、道路・公園などの整備、教育、消防・救急などに使われています。もし納められなければ、市の財源が不足し、行政サービスの低下につながります。また、納付が遅れると、納期限までに納めている方との公平性が保てません。

市税・国保料は、必ず納期限までに納めてください。

市税等の納期限（土・日曜日、祝日などの場合は翌日）

税目等	納期限
固定資産税・都市計画税	● 1期 = 4/30 ● 3期 = 9/30 ● 2期 = 7/31 ● 4期 = 12/25
市・道民税（普通徴収）	● 1期 = 6/30 ● 3期 = 10/31 ● 2期 = 8/31 ● 4期 = 1/31
市・道民税（給与からの特別徴収）	徴収した月の翌月10日
軽自動車税種別割	5/31
国民健康保険料	6月～翌年3月の各月末（12月は25日）

市税・国保料の納め方


● 安心・便利・
確実な口座振替

お勧め

□ 口座振替は、指定した



□ 座から市税や国保料が自動的に引き落とされるため、窓口に向いて支払う手間や納め忘れがなく、便利で確実な納め方です。1度手続きすれば継続して自動的に納められるので、忙しい方や納期限を忘れてしまうのが心配な方、近くに納付窓口がない方などにお勧めです。手続きは、電話や市HPの問い合わせフォームから依頼し、郵送で行えます。自分の都合の良い時間に行えます。安心・便利・確実な口座振替を、ぜひご利用ください。

□ 口座振替 できる 税目等	<ul style="list-style-type: none"> ● 固定資産税・都市計画税 ● 市・道民税（普通徴収） ● 軽自動車税種別割 ● 国民健康保険料
郵送での 申込み	ご依頼後に申込書を郵送 ● 電話で 納税管理課 ☎ 25・5917 ● 問い合わせフォームから → 
窓口での 申込み	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内の金融機関等 ● 市役所（総合庁舎 2階22番窓口） ● 各支所・出張所 ● 東部まちづくりセンター ※納税（入）通知書、通帳、通帳の届出印が必要

● スマホ決済

スマートフォン等のアプリを使って納めるスマホ決済もあります。スマホ等があれば、いつでもどこからでも納められて便利です。現在は、7種類のアプリに対応しています。詳細は市HPでご確認ください。



● 各種窓口・コンビニでの納付

市役所、各支所・出張所、東部まちづくりセンターや市内金融機関などの窓口、コンビニエンスストア等でも納められます。その場で領収書が発行されるため、領収書が必要な方にお勧めです。なお、利用する窓口や店舗の営業時間をあらかじめご確認ください。



※スマホ決済・コンビニ納付は、バーコード付きの納付書のみ対応。

納め方に関するお問い合わせは
納税管理課 ☎ 25・5917 まで

納付相談

納税推進課 納付相談窓口

☎ 25・5980

総合庁舎 2階22番窓口

受付時間 = 平日 8:45～17:15

困ったときは
こちら！



夜間・休日納付相談

開庁時間外にも相談できます。

開設日は市HPや本誌
に掲載しています。

（今月は24ページ）



猶予制度

災害などの事情で納付が困難な場合は、猶予されることがあります。まずは、ご相談ください。

納期限までに納めていないと

市税や国保料を納期限までに納めていないと、法令により、次のような不利益が生じる場合があります。

- 延滞金が増算される
- 給与や預貯金、不動産等の財産を調査される
- 自宅や店舗などの搜索を受ける
- 財産が差し押さえられたり、不動産等が公売にかけられる

市では、督促状や催告書を送り、納付が遅れていることをお知らせしています。市から未納のお知らせが届いたときは、必ず読んで速やかに納めてください。

なお、事情があつて納められない場合は、お早めにご相談ください。

市税・国保料の納付相談は
納税推進課 ☎ 25・5980 まで